

真岡市合併3周年記念

市民のつどい開催



3月24日(土)、二宮文化会館において、真岡市合併3周年記念「市民のつどい」が開催されました。「市民のつどい」は3部構成で、第1部にジュニア・アンサンブル・もおかによる吹奏楽の演奏が行われました。続いて第2部の記念式典に入る前に、映像による「合併3周年の歩み」がスクリーンに写し出され、会場には合併当時を懐かしむ声が溢れていました。記念式典の最後には、参加者全員が久下田小学校6年生6人のリードで真岡市民憲章を斉唱しました。第3部では、記念講演としてキャスターの福留功男さんが、「テレビは時代と共にどう変わったか」と題し、約1時間にわたって講演をしました。

3月24日(土)、二宮文化会館において、真岡市合併3周年記念「市民のつどい」が開催されました。「市民のつどい」は3部構成で、第1部にジュニア・アンサンブル・もおかによる吹奏楽の演奏が行われました。続いて第2部の記念式典に入る前に、映像による「合併3周年の歩み」がスクリーンに写し出され、会場には合併当時を懐かしむ声が溢れていました。記念式典の最後には、参加者全員が久下田小学校6



▲記念講演での福留さん



▲「合併3周年の歩み」スライドショー

荒町保育所 37年の歴史に幕



▶修了証書を受け取る最後の子どもたち

3月23日(金)、真岡市立荒町保育所の修了式・閉所式が行われました。荒町保育所は、昭和50年に開所し、施設の老朽化と施設統合により、37年間の歴史に幕を下ろしました。閉所まで、延べ千人あまりの子どもたちを小学校へ送り出してきました。当日も、最後の子どもたちが思い出の場所を、元気に巣立っていきました。

消防ポンプ自動車引渡式



▶市長から車両を引き継ぐ消防団長

3月24日(土)、真岡市消防団の消防ポンプ自動車更新に伴う引渡式が、真岡消防署において行われました。今回の更新は、第6分団第3部(物部地区)と第7分団第1部(長沼地区)の2車両が更新対象で、市長から団長に、団長から各部へと引き渡され、託された団員は、有事の際に迅速な対応が取れるよう、車両の取扱説明を、真剣な面持ちで聞いていました。

《東日本大震災》市災害対策事業寄付金等

いただいた寄付金 1,072,052 円は、真岡市の復興のため、大切にに使わせていただきます。震災発生から、延べ 15,952,140 円の寄付金をいただいております。大変ありがとうございました。

(日付順・敬称略・平成24年4月1日現在) (単位:円)	
寿町商店会 代表 杉山芳弘	21,762
開山聖人七百五十回遠忌報恩大法会 真宗高田派 法主 常盤井鸞猷 真宗高田派 宗務総長 青木真暁	1,000,000
開山聖人七百五十回遠忌報恩大法会 真宗高田派本寺高田山専修寺	50,290

【問い合わせ】企画課財政係(市役所本庁舎3階) ☎ 83-8104 FAX83-5896

5月1日(火) 午前0時から

au(エーユー)およびソフトバンク

緊急速報エリアメール運用開始

現在、真岡市では、防災情報の伝達手段として、防災行政無線やサイレン、広報車による巡回とあわせて、多くの市民の皆さまに迅速に情報を伝達するため、緊急速報エリアメール(以下「エリアメール」)の配信を、平成23年10月1日より、NTTドコモの携帯端末へ配信しています。今回、平成24年5月1日より、au(エーユー)およびソフトバンクの携帯端末においても、配信準備が整ったため、配信を開始します。



エリアメールとは、真岡市の緊急情報などを真岡市内のNTTドコモ・エーユー・ソフトバンクの携帯電話に配信するものです。

受信メール
避難通知
〇〇地区にお住まいの方は
△△小学校へ避難してください
(真岡市) イメージ



【配信情報】  
・災害情報・避難準備情報  
・避難勧告・避難指示など

【エリアメールの特徴】

①受信は無料です。②受信するために登録する必要はありません。③観光や仕事などで真岡市を訪れた方も受信することができます。

【エリアメールを受信できないとき】

携帯電話の電源がオフまたは圏外、通話中、受信設定がされていない、その他、各携帯電話会社が定める場合など

※機種により、利用できないこともあります。詳しくは、各携帯電話会社窓口までお問い合わせください。

真岡市内にある、3社携帯電話に真岡市から配信がされます  
docomo au SoftBank

【問い合わせ】安全安心課消防防災係 ☎ 83-8396 FAX83-8392

2012年 3~5月

あなたの納税が未来をつくる 市町村税滞納ばく減月間

市では、納税の公平と税収の確保を図るため、3月5月を「市町村税滞納ばく減月間」として、栃木県との協働により全県一斉の徴収強化を実施します。

《まずは、納税相談を！》

震災等の特別な事情により、市税を納期限内に納めることが困難な場合など、未納にしないで、収税課までご連絡ください。



納期限を過ぎても納付がない場合...

《納税催告》

納期限を過ぎても納付がない場合、督促・催告書を送付します。また、電話による催告、自宅や勤務先への訪問を行います。



《財産調査》

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

《給与調査》

滞納者の給与を差し押さえるため、勤務先に対し給与の調査を行います。

《差押処分》

不動産や預貯金・生命保険・給与のほか、自動車等の差し押さえを行います。差し押さえ後も納付がない場合は、差し押さえ財産の公売・取り立てを行います。

タイヤロック

【問い合わせ】収税課収税係 ☎ 83-8115 収納対策係 ☎ 83-8489 FAX83-6205 (共用)